



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	コメント1 : 四報告に対するコメント
Author(s)	川島, 富士雄
Citation	新世代法政策学研究, 17, 281-285
Issue Date	2012-07
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/49987">https://hdl.handle.net/2115/49987</a>
Type	other
File Information	HJNGLP017_014.pdf



## コメント 1 四報告に対するコメント

川 島 富士雄\*

本セッションのテーマは「東アジア競争法を決定する政治社会関係と国際関係」である。ここから、私なりに本セッションの主な目的は、「競争法の制定、改正及び運用を決定する要因として、どのような国内的要因（内圧）と国際的要因（外圧）が作用してきたのか、それらの内圧と外圧のどちらがより決定的であったのか」を、東アジアの日中韓台の4つの法域間で比較検討することにあると理解している。

この観点から、栗田教授の報告では、1990年代以降の日本・独占禁止法の制度及び運用に大きな影響を与えてきた主要因として日米構造問題協議があることを指摘し、そうした外圧に対応した制度改革が、「グランドデザイン」を欠く、「ピースミール」型、「つぎはぎ的な」ものに終始し、それが教授の指摘するところの今日の日本・独占禁止法の「手詰まり状態」をもたらすことになったと、批判的な分析を加えている。他方、朱舜埴博士の報告は、韓国・公正去来法の制定（1980年）に至った過程に焦点を当て、主に、第1に、1970年代末に政府主導型の発展戦略の限界が露呈し、市場経済原理の導入が必要であるとの認識が成熟したこと、第2に、第2

---

\* 名古屋大学大学院国際開発研究科教授。本稿は、第8回東アジア法哲学シンポジウム「ポスト継受時代の東アジア法文化」（2012年3月17-18日、台湾・政治大学）の特別ワークショップ2「東アジア競争法を決定する政治社会関係と国際関係」における4つの報告に対し行ったコメントに、加筆修正を行ったものである。本稿は、科学研究費補助金・基盤研究(B)「東アジアにおける市場と政府をめぐる法的規律に関する総合研究」（研究代表者 川島富士雄）の研究成果の一つでもある。

次オイルショック後の物価急騰を受け、市場競争を通じて価格を引下げる必要性を指摘する声があったこと<sup>1</sup>、第3に、1979年の朴正熙大統領暗殺後の新軍事政権が、国民の政治的自由を抑圧する代わりに、経済的権力を抑圧することで国民の支持を得ようとしたことの3つを、法制定を促進した主要要因として指摘している。全体として、韓国・公正取引法の制定が国際的要因よりも国内的要因の複合により促進されたことが見て取れる<sup>2</sup>。また、台湾の公平交易法（1988年）の制定過程においては、米国との貿易摩擦の要因が作用したことが指摘されているもの<sup>3</sup>、黄銘傑教授の報告は、その後の発展過程においては、台湾の公正取引委員会が消費者

<sup>1</sup> 日本の独占禁止法においても、1950年代、国内からの抵抗圧力の高まりから法運用が困難となったのに対し、1960年代には、物価高騰を抑制する手段の一つとして、価格カルテル、再販売価格維持等に対する独占禁止法の厳正な執行に期待が寄せられ、法運用が再活性化する契機となった。公正取引委員会事務局編『独占禁止政策五十年史』（公正取引協会、1997）132頁。また、2008年施行の中国独占禁止法においては、2009年に企業結合審査において禁止及び条件付承認事例が続出した一方で、必ずしも価格カルテル規制が活発ではなかったものの、2010年にはインフレ圧力の高まりとともに次第に価格カルテル規制が活発する兆しを見せた。川島富士雄「中国独占禁止法—施行後3年の法執行の概観と今後の展望—」公正取引728号6、10頁（2011）。以上三ヶ国の経験からは、インフレ圧力や物価高騰の抑制の要請が競争法導入や制定後の厳格な運用を促す共通要因となることが見て取れる。

<sup>2</sup> これに対し、中国独占禁止法の起草過程においては、当初、市場経済化改革と国内市場統合を促進するという要請、より具体的には国有系の公益事業者による市場支配的地位の濫用や地方保護主義や地域封鎖に代表される行政独占の弊害を効果的に除去するという要請が立法を促進した要因であったが、WTO加盟後、外資系企業の国内プレゼンスが高まるにつれて、外資系企業による市場支配的地位の濫用を規制すること（市場開放衝撃緩和政策）が焦眉の課題と位置づけられ、この要請が最終段階で独占禁止法の導入を促進する最大要因となったと考えられる。川島富士雄「中国独占禁止法2006年草案の選択と今後の課題—改革と開放の現段階—」国際開発研究フォーラム34号103-122頁（2007）。See also Wentong Zheng, “Transplanting Antitrust in China: Economic Transition, Market Structure, and State Control,” *University of Pennsylvania Journal of International Law* 32(2): 715-720. 市場経済化、国内市場統合、開放衝撃緩和のいずれの要請も内圧ではあるものの、最後の開放衝撃緩和策は国際的要因としての側面も併せ持つ。

<sup>3</sup> 顔廷棟「台湾の公平交易法と競争文化について」本号所収参照。

及び中小企業保護に重点を置き、公平交易法を社会政策、産業政策及び価格統制の手段として活用する傾向が強いなど競争法の土着化乃至現地化（localization）が進んでおり、その背景には台湾国民の期待に応え、他の行政機関からの敬意と独立性を勝ち取るという極めて国内政治的な要因が大きく作用している可能性を示唆している<sup>4</sup>。

このように比較してきて、かつ、第2次世界大戦直後の連合軍占領下にあった日本の独占禁止法制定過程において米国からの大きな外圧が働いていたことを合わせ考慮に入れると、日本の独占禁止法が、他の法域と比べ、より国際的要因に左右されやすい法制度であり続けている歴史的事実が浮かび上がってくるようにも見える。この認識が妥当であるか更なる検証が必要であるが、妥当であるとしたら、それがどのような要因によってもたらされているのか更なる検討が重要となろう。

以上の大雑把な横断的比較に加え、以下では第1に、制度面での改正を促進した要因、第2に、法運用面に影響した要因のそれぞれに関する各論的なコメント及び質問を提起したい。

第1に、制度面での改正については、栗田教授が、日本におけるリニエンシー制度の導入過程において、「リニエンシー制度を有していない法域があると、カルテル参加企業は当該法域で重い制裁を受けることを恐れて、どの法域にもリニエンシー申請しなくなるおそれがあり、主要な法域がこぞってリニエンシー制度を整備することが必要であるとされ、日本もリニエンシー制度を導入することが国際的に求められていた」と国際協調の必要性が主要な導入要因であったことを指摘している一方で、脚注でこれが「リニエンシー制度の導入を実現したい公正取引委員会が用いたレトリックの一種であったかもしれない」と推測している点が興味深い。中国独占禁止法（2007年制定、2008年施行）は当初立法段階から、リニエンシー制度を盛り込んでおり（同法第46条第2項）<sup>5</sup>、韓国及び台湾もそれぞれリニ

<sup>4</sup> 価格統制のための競争法運用や中小企業保護のための不公正取引規制という「競争法の土着化乃至現地化」が、韓国・公正取引法においても同様に進んでいることは興味深い。李湖暎「韓国競争法の課題：経済不況と競争政策」本号所収参照。

<sup>5</sup> 同条を実施するため、「価格独占禁止行政法執行手続規定」（中華人民共和國国家发展改革委員会令第8号（2010）、2010年12月26日公布、2011年2月1日施行）第14

エンシー制度を自国法に導入済みである(それぞれ1996年法改正及び2011年法改正)<sup>6</sup>。これら他法域におけるリニエンシー制度の導入過程においては、国際協調の必要性(外圧)と法執行機関自身の要請(内圧)のいずれがより大きかったのか。今後、この点を詳細に分析し、日本における導入過程と比較するという研究も有意義かもしれない<sup>7</sup>。

第2に、今回の報告のほとんどが主に競争法の制定又は改正という制度面の改革がどのような要因によってもたらされたかに焦点を当てているが、制定後の法運用の方向性を左右してきた要因が何であるのかについても具体的な分析を聞いてみたいと感じた。例えば、日本の独占禁止法においては、米国からの外圧の結果、公正取引委員会が経済実態調査の実施を約束させられた例(板ガラス市場)<sup>8</sup>、事実上、そうした対応に追い込まれた例(フィルム・印画紙市場)が実際に存在する<sup>9</sup>。他の三法域において

---

条及び「工商行政管理機関による独占協定行為の禁止に関する規定」(国家工商行政管理総局令第53号(2010)、2010年12月31日公布、2011年2月1日施行)第11~13条は、第1順位の違反報告者に対する行政制裁金を100%免除することができるなどと規定した細則を設けている。

<sup>6</sup> 台湾については、顔・前掲注(3)参照。

<sup>7</sup> こうした比較研究においては、日本におけるリニエンシー制度導入が韓国よりも遅れた要因を分析することも重要かもしれない。その際、課徴金制度の設計(裁量的賦課制度か否か)、隣接法領域の状況(リニエンシー制度に関しては、特に、刑事訴訟法分野において司法取引に対し寛容な態度を有しているかどうか)等も潜在的な要因として分析対象とする必要がある。

<sup>8</sup> 「日米グローバル・パートナーシップ行動計画」(1992年1月9日)〔第2部(経済及び貿易関係)6. 板ガラス(中略)(2)公正取引委員会は、競争政策の観点から、ガラス市場における状況に関する調査を1992年3月末以前に着手することとした。〕における日米合意を受けた公正取引委員会「板ガラスの流通に関する企業間取引の実態調査」(1993年6月)。坂山修平「自動車部品、板ガラス及び紙の企業間取引の実態について」公正取引514号22-31頁(1993)も参照。

<sup>9</sup> 公正取引委員会「一般用カラー写真フィルム及びカラー写真用印画紙の取引に関する実態調査」(1997年7月23日)。山田昭典「一般用カラー写真フィルム及びカラー写真用印画紙に関する企業間取引実態調査について」公正取引563号28-34頁(1997)も参照。本実態調査は、1995年以降表面化した日米フィルム紛争が深刻化していた1996年4月に開始された。同調査開始の背景として、「市場調査、通産省の

も、外圧の結果として法執行を行ったような具体例は存在するのだろうか。例えば、中国独占禁止法の法運用に関しては、企業結合審査において禁止及び条件付承認の決定が下された事例はいずれも外国企業同士又は一方が外国企業である企業結合であり、諸外国から内外差別に運用されているのではないかと懸念が提起されている。この文脈において、王曉暉教授の報告が取り上げた中国電信及び中国網通によるブロードバンド相互接続料金差別事件は、法執行機関の1つである国家発展改革委員会が、電気通信市場における中国二大国有企業に対し独占禁止法調査を開始し、国有企業であっても独占禁止法の適用除外を受けるわけでないことを明確にしたという意味で、非常に興味深い。この事例は、中国法執行当局が、中国独占禁止法が内外無差別的に適用されることを宣言することで、上記のような諸外国の懸念を払拭しようとした事例(いわば一種の「外圧に対応した法執行」と理解することは可能かどうか、王教授のご意見を伺いたい。

---

シナリオ フィルム摩擦、有利に」日本経済新聞1996年2月24日朝刊5面も参照。